
羽 村 市 業 務 継 続 計 画

【新型インフルエンザ等編】

令和 8 年 4 月

羽 村 市



目 次

第1部	業務継続計画（BCP）の基本的な考え方	1
1	業務継続計画（BCP）とは	1
2	羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画との関係	1
3	前提となる事態の想定	2
第2部	BCP策定の基本的な考え方と体制	3
1	BCPの策定の目標と基本的方針	3
2	BCP実施時の業務区分と考え方	4
第3部	BCP実施体制	4
1	計画の発動決定	4
2	対策本部の執行体制の確保	4
3	応援体制の確保	4
4	発生段階別による対応	5
5	感染拡大の防止	6
6	委託業者・指定管理者・一部事務組合に対する 業務継続の確立	7
7	業務の再開とBCPの解除	7
第4部	各課のBCP	8
第5部	継続的な取組	40
1	BCPの点検・見直し	40
2	訓練・研修の実施	40
3	マニュアル等の整備	40

第1部 業務継続計画（BCP）の基本的な考え方

1 業務継続計画（BCP）とは

災害発生時や感染症流行時には限られた人員や資源のもとで、必要な市の業務を遂行せねばならず、通常の業務は大幅に縮小せざるを得ません。業務継続計画は、こうした状況下において、優先的に取り組むべき重要な業務をあらかじめ選定し、業務の継続と早期に事業の復旧を図るために必要な方針や手段を事前に策定する計画です。

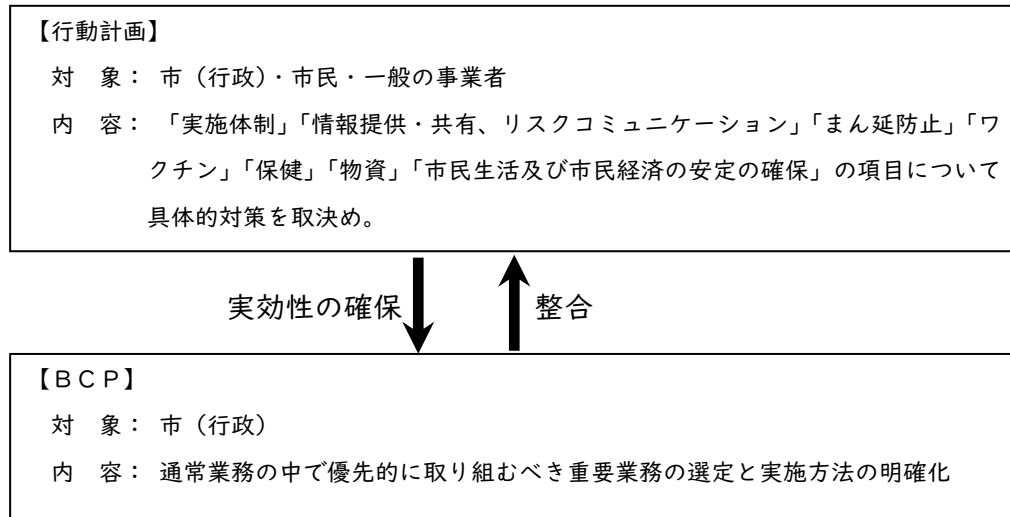
災害発生時の業務継続計画では「被災後に速やかに業務を復旧させること」が中心となります。ここに定める新型インフルエンザ等の業務継続計画では、「限られた人員により流行期間中においても必要な行政サービスをできる限り継続させること」を目標とします。

〈新型インフルエンザ等と地震災害等 業務継続計画の違い〉

項 目	新型インフルエンザ等	地震災害等
発生状況	海外発生した場合には、国内発生までの間、準備が可能	兆候なく突然発生
被害内容	直接的には人への被害で、時間経過とともに被害が拡大	人への被害に加え、道路、鉄道、建造物、等への被害が大きい
地理的な影響	世界中どこでも発生及び感染の恐れあり	被害は限定的地域であり、被災地外からの支援が可能
被害期間	初動期から対応期の間継続	最初の地震が最大被害であり、余震も一定期間継続
業務継続計画策定の狙い	流行期間中に必要な行政サービスをできる限り継続させること	被災後の速やかな業務の復旧

2 羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画との関係

市では、新型インフルエンザ等発生による被害を最小限とし市民生活の安全・安心の確保を目指すことを目的として、平成22年3月に「羽村市新型インフルエンザ対策行動計画」並びに平成24年2月に「羽村市事業継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定しました。その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い市の行動計画を「羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という）としたことから、事業継続計画についても「羽村市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」（BCP：Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）としました。本BCPは、「行動計画」に定められた新型インフルエンザ等の対策を優先して実施するとともに、通常業務の中からも優先的に取り組むべき重要業務を選定し、限られたマンパワーの中で、いかにこれを実施していくかを定めた計画となります。



3 前提となる事態の想定

パンデミック期における職員の欠勤率の想定は、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画を参考として、最大40%とします。このため、平常時職員数の362人の40%、145人が欠勤することを想定し、出勤想定人数は217人となります。

また、パンデミック期に想定される社会経済状況への影響例は下記のとおりです。

事項	想定される社会経済状況への影響等
医療の提供	患者が急増し、病床や医薬品が不足
集会等の自粛要請	集客施設の多くは休業。集会・興行等の自粛要請
企業の業務継続	社会機能の維持に関わる事業は継続。不要・不急業務は休止
電気・水道・ガス・通信	保守・運用等の業務を維持し供給、その他の業務は縮小・中断
公共交通	運行本数減の可能性。利用者の接触を減らす装置等を実施
金融	決済業務・ＡＴＭ機能等を維持、その他の業務は縮小・中断
物流	従業員不足による集配・配送業務の中断、遅配 宅配・通信販売等に対する業務は大幅に増加

第2部 BCP策定の基本的な考え方と体制

Ⅰ BCPの策定の目標と基本的方針

BCPの策定に当たっては、令和8年に策定した「行動計画」の考え方を踏まえ、市民にとって最も身近な基礎自治体としての役割を確実に果たすために、「目標」を以下のとおり定めます。

目標1 市民の生命と健康を守る

目標2 市民の生活に不可欠な機能を維持する

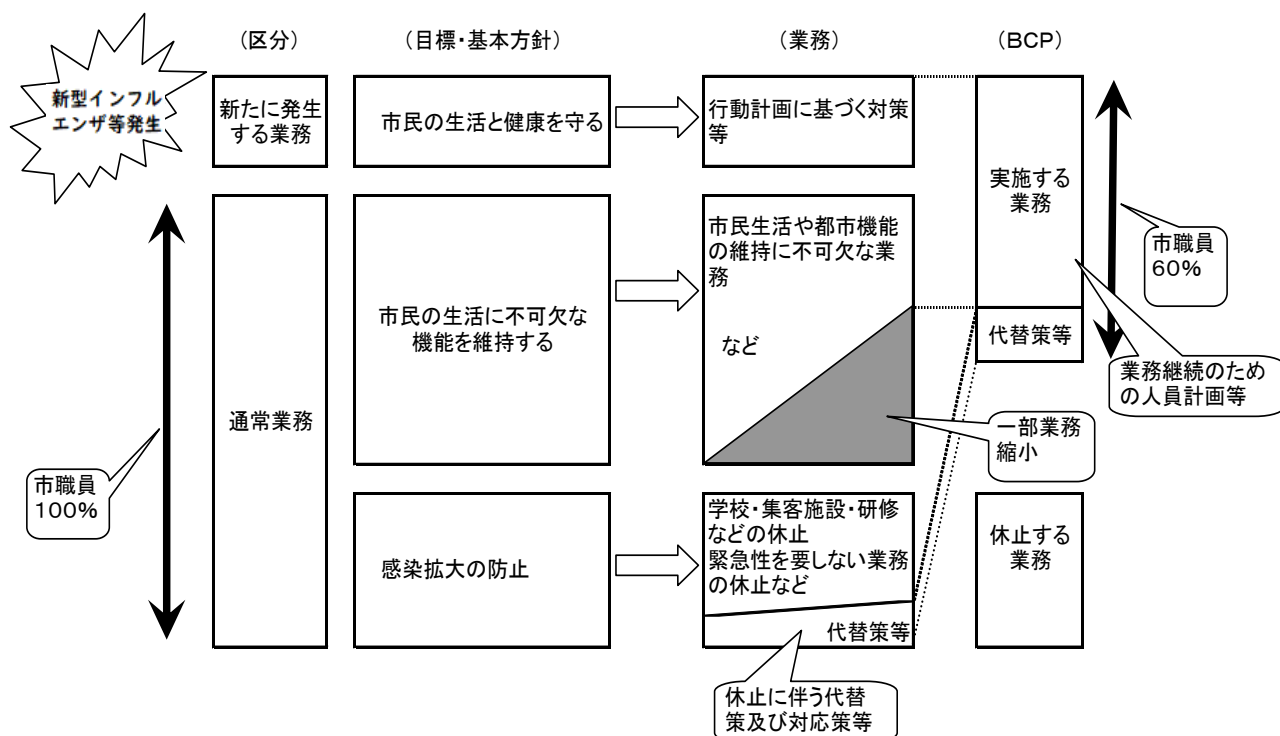
上記の目標を達するため、基本的方針について以下のとおり定めます。

基本方針1 市民の生命・健康に関わる業務、市民生活の維持に不可欠な業務について最優先して実施する。

基本方針2 通常業務の一部を縮小・中断して継続業務の実施に専念する。

基本方針3 市の業務遂行によって感染を拡大させない。

《BCPのイメージ図》



2 BCP実施時の業務区分と考え方

BCP実施時における業務の区分とそれぞれの考え方については、下記のとおり分類します。

区 分	内 容
S事業 (新型インフルエンザ等対応事業)	新型インフルエンザ等の発生により新たに生じる事業 (行動計画に発生段階別の対応を明記)
A事業(継続業務)	中断や停止をすると市民生活に重大な影響を与えるため継続をしなければならない事業 ・ 人命に関わる事業 ・ 市民生活の維持に必要不可欠な事業 ・ 中断をすることが著しい法令違反となる事業 ・ 継続業務を遂行するのに必要な基盤事業 など
B事業(縮小業務)	中断、中止することはできないが、限られた職員で必要な事業を実施するため、実施内容を工夫したり、事業の規模を縮小したりすることで対応が可能である事業
C事業(休止業務)	中断、中止しても住民の生命・健康や市民生活等に与える影響が少ない事業。又は感染拡大防止のため積極的に休止する事業

第3部 BCP実施体制

1 計画の発動決定

BCPの計画の発動決定については、「行動計画」により定める「羽村市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「対策本部」とする。)において、東京都内及び羽村市内の流行状況や市職員の欠勤状況等から総合的に検討した上で、本部長(市長)により決定します。

【参考：羽村市新型インフルエンザ等対策本部】

市長、副市長、教育長、各部長、健康課長、防災安全課長、防災安全課主幹、福生消防署長又はその指名する消防吏員、本部長が必要と認めた者

2 対策本部の執行体制の確保

本部長や副本部長が事故等により出勤できない場合等を想定し、意思決定の代行順位について以下のとおり指定し、対策本部体制を確保します。

区 分	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
名 称	副本部長・副市長	副本部長・教育長	福祉健康部長	総務部長

3 応援体制の確保

計画発動中は日々の職員の出勤状況について職員課において一元的に把握し、これを対策本部に報告します。また、業務の継続に不足する人員の確保は、応援職員をもって充て

ることとし、この際の応援体制の原則は、課内、次いで部内とします。部内での応援実施、人員の配置等については、各部長による専決事項とし、その事実を掌握するため、対策本部に報告を行います。

部外からの応援人員の派遣については、対策本部により決定します。

この他、想定を超える出勤率の低下に対応できるよう、市ＯＢ職員への協力を仰ぐことなども検討します。

4 発生段階別による対応

行動計画に定める発生段階別の市の目標と主な対応については下表のとおりです。なお、行動計画に定める主な対策項目は、①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保 の7項目となります。下表の「市の対応」内の各項目に付加した①～⑦は、市の対応と対策項目との関連を表しています。

ステージが初動期から対応期に移行次第、直ちに「新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。ＢＣＰの発動については、この時点より準備を進め、以降、都及び市内における流行状況や市職員の欠勤状況等を総合的に検討し、計画を発動します。

発生段階	状態	目標	市の対応
準備期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	1 新型インフルエンザ等発生に備えた啓発活動等の計画的実施 2 市内発生に備えた全庁的な対策の検討及び構築	1 関係機関との情報共有・連携体制の強化① 2 ＢＣＰの見直し及び職員へのＢＣＰの周知① 3 市職員への研修・訓練の実施① 4 感染症に関する情報収集と共有化② 5 ワクチン接種体制の構築④ 6 西多摩保健所等との連携体制の整備⑤ 7 感染症対策物資等の備蓄⑥⑦ 8 火葬体制の構築⑦
初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部及び都対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの状態	1 市内における発生状況の早期把握 2 市内で発生した場合の感染拡大防止の徹底 3 市民への適切な情報提供による混乱防止	1 新型インフルエンザ等連絡会議の開催及び新型インフルエンザ等対策本部の設置準備① 2 ＢＣＰ発動に向けた職員への周知徹底⑦ 3 感染拡大防止を図るための市民等への正確な情報提供・共有②③⑦ 4 小中学校、保育園、社会福祉施設等と連携のもと、市民への情報提供・共有及び発生した場合の連絡要請②③ 5 ワクチン接種体制の準備④ 6 国や都が設置した情報提供・共有のための公式サイト等の市民への周知⑤ 7 感染症対策物資等の備蓄状況の確認及び円滑な供給に向けた準備⑥ 8 職員に対するＢＣＰの周知徹底⑦ 9 遺体の火葬準備及び安置施設等の確保⑦
対応期① 封じ込めを念頭に対応する時期	市内の新型インフルエンザ等発生の初期段階で、病原体の性状について限られた	1 市内における感染拡大防止の徹底 2 市民への適切な情報提供による混乱防止	1 新型インフルエンザ等対策本部の設置① 2 ＢＣＰ発動の判断と対応の実施① 3 感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供・相談体制の強化の継続②⑦ 4 小中学校、学童クラブ、幼稚園、保育園、社会福祉施設等の一時閉鎖の検討・実施③⑦

	知見しか得られていない状態		5 市民への基本的な感染対策の周知や不要不急の外出の自粛要請③⑦ 6 各種行事、集会等の自粛要請③⑦ 7 市主催行事の自粛③⑦ 8 ワクチン接種の実施④ 9 市民からの感染症等に関する相談対応や都が実施する健康観察への協力⑤ 10 感染症対策物資等の円滑な供給⑥ 11 要配慮者等への生活支援⑦ 12 遺体の一時安置・仮埋葬地の確保⑦
対応期② 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じて対応する時期	知見の集積により、病原体の性状が明らかになってきている状態	1 市内での流行の抑制 2 社会機能の維持 3 社会不安の解消とパニック防止	1 B C Pに基づく市役所機能の維持①⑦ 2 対応期①の3～12の継続②③④⑤⑥⑦ 3 様々な相談・問合せ等への対応や市民への必要な情報の周知②③ 4 ワクチン接種体制の拡充④ 5 ライフライン体制の確保⑦ 6 死者多数発生時の遺体安置所の設置及び状況に応じた遺体処理（仮埋葬等）⑦ 7 新型インフルエンザ等対策本部の開催？ 8 感染状況に応じた主催事業や各種行事、集会等の開催 9 感染状況に応じた学校や学童クラブ、幼稚園・保育園等の運営？ 10 様々な措置等により生じ得る心身への影響や学びの継続に関する取組？ 11 社会経済活動の安定確保を図るための事業者支援？
対応期③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まってきている状態	1 新型インフルエンザ等の大流行による社会機能の破綻の回避 2 大規模流行に応じた新たな医療体制の支援	7 新型インフルエンザ等対策本部の開催？ 8 感染状況に応じた主催事業や各種行事、集会等の開催 9 感染状況に応じた学校や学童クラブ、幼稚園・保育園等の運営？ 10 様々な措置等により生じ得る心身への影響や学びの継続に関する取組？ 11 社会経済活動の安定確保を図るための事業者支援？
対応期④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	ワクチン等、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回りつつある状態	1 社会機能の段階的回復 2 流行が再発した場合の対策強化	1 新型インフルエンザ等対策本部の廃止① 2 市役所機能の段階的回復、平常時体制への移行、B C Pの発動停止① 3 新たな発生、流行の再発に備え、計画の見直しと体制の改善① 4 新型インフルエンザ等に関する最新情報の提供② 5 相談窓口の段階的縮小⑤

5 感染拡大の防止

市の業務の遂行により感染が拡大することを防ぐため、あらかじめ感染疑いのある職員の出勤の取扱いと、多くの市民が訪れる市施設の臨時休館などについて、下記のとおり定めます。

（１）職員の出勤の取扱い

状 況	出 勤 の 取 扱 い
職員が発症した場合（疑い含む）	所属長に連絡するとともに、医師若しくは居住地の発熱相談センター等に連絡し、指示に従うこと。
家族が発症した場合（疑い含む）	同居する家族が感染した場合などにより、濃厚接触者となった場合には、職員本人においても健康観察に努め、所属長に連絡するとともに、医師若しくは居住地の発熱相談センター等に連絡し、指示に従うこと。

（２）通勤方法の取扱い

電車・バス等による公共交通機関の利用は、感染リスクを高めることとなります。こうした手段により通勤する職員には、混雑時を避けるための時差出勤や、自家用車、自転車、徒歩などによる出勤を検討します。

（３）働き方の取扱い

在宅勤務や交代制勤務などを導入し、職員同士の接触を減らすことを検討します。

（４）臨時休館する施設

流行状況により、以下に掲げる施設については臨時休館等の検討を行います。

ア コミュニティセンター、産業福祉センター、老人福祉センター（じゅらく苑）、動物公園、水上公園、生涯学習センターゆとろぎ、図書館、スポーツセンター、スイミングセンター、弓道場、郷土博物館、グラウンド、テニスコート、富士見公園クラブハウス、学校施設（校庭、体育館、多目的ホール等）、堰下レクリエーション広場

イ 小中学校、学童クラブ、幼稚園・保育園などについては、文部科学省、厚生労働省、東京都の指導等に基づき対応を決定します。

（５）休日窓口開庁の取扱い

業務を継続する上で重要な資源となる「職員（人）」を確保しつつ、いかに効率的に継続業務に投入できるかを考える観点から、休日の窓口開庁の取扱いについては、流行状況及び職員の欠勤状況を対策本部において総合的に検討し、本部長により決定します。

６ 委託業者・指定管理者・一部事務組合に対する業務継続の確立

B C Pに定める業務、施設の継続、休止については、市の業務を履行する委託業者、指定管理者、一部事務組合との間において、発生前期から不断の意思統一を図り、計画発動時において業務が継続できるよう、事業者、組合においても必要な体制整備を確立するよう、要請するものとします。

７ 業務の再開とB C Pの解除

流行が終息期に入り、患者の発生が減少又は低い水準でとどまる状況となった時点において、対策本部は市内の感染者数や職員の出勤状況等から総合的に判断し、感染防止策を継続しつつ、休止していた業務の段階的再開を決定し、最終的な計画の発動停止は、本部長において決定します。

第4部 各課のBCP

本計画に定める「目標」と「基本方針」に沿って各課において業務の区分を行った結果、以下のとおり事業の優先順位を定めます。計画の発動時には各課は以下のBCPに従い、業務を遂行します。なお、数字は、組織規則、各処務規程及び規則等の事務分掌の番号を表しています。

議会事務局	部長職 1名
-------	--------

議会事務局	職員数4人 出勤想定人数2人 業務遂行必要人数2人 応援可能人数0人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
議会との連絡調整に関する事	
A事業（継続業務）	
①本会議に関する事	②委員会に関する事
B事業（縮小業務）	
①公印の保管に関する事	②文書の収受、発送及び保管に関する事
③議員の身分資格得失等に関する事	④職員の服務に関する事
⑤議会関係の諸規程の制定及び改廃に関する事	⑥儀式、交際、接遇及び慶弔に関する事
⑧議場その他議会関係各室の管理に関する事	⑪議員共済に関する事
⑫議員公務災害に関する事	
C事業（休止業務）	
⑦議長会、議会及び事務局職員の研修に関する事	⑨議会図書の整備に関する事
⑩議会用乗用車の使用に関する事	⑬議会関係の諸証明に関する事
⑭調査及び研究に関する事	⑮他の係の分掌に属さない事項に関する事
⑯事務局内の庶務に関する事	③公聴会に関する事
④議案、請願、陳情、決議及び意見書等に関する事	⑤議員全員協議会、議会運営委員会及び委員協議会に関する事
⑥会議録の調製、保管及びその他の会議の記録に関する事	⑦会議の傍聴人に関する事
⑧会議の資料及び統計に関する事	⑨議会の広報に関する事
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	
定例会及び委員会は、議員及び委員の過半数の出席により成立するため、議員のり患率によっては、本会議及び委員会の成立が危ぶまれる可能性がある。	

※「○」は庶務係、「●」は議事係の分掌事務

企画部	部長職 1名
-----	--------

企画政策課	職員数5人 出勤想定人数3人 業務遂行必要人数3人 応援可能人数0人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
国、都及び他自治体との連携に関する事	
A事業（継続業務）	
B事業（縮小業務）	
①市の政策及び重要施策の調査研究に関する事	②市長及び副市長の特命事項に関する事
③市政の総合調整に関する事	④庁議、総合調整会議に関する事
⑤長期総合計画及び実施計画に関する事	⑥議会での市長答弁、所信表明等の調整に関する事
⑧地方分権に関する事	⑩基地対策に関する事
⑪防衛補助事業の渉外に関する事	⑫広域行政の調整に関する事
⑬姉妹都市との交流に関する事	⑭官民連携に関する事
⑮国際交流に関する事	⑯主要施策の渉外に関する事
⑰行政組織及び事務分掌に関する事	⑱職員の定数に関する事
⑲行政改革の推進及び事務改善に関する事	㉑事務事業の進行管理及び評価に関する事
㉓内部統制に関する事	
C事業（休止業務）	
⑦官公署等連絡協議会に関する事	⑨市民参画に関する事
㉒行政改革審議会に関する事	㉔職員提案制度に関する事
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は企画政策担当の分掌事務

財 政 課	職員数5人 出勤想定人数3人 業務遂行必要人数3人 応援可能人数0人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
緊急時の新型インフルエンザ等対策物品の予算措置に関する事	
A事業（継続業務）	
緊急での予算編成及び執行管理	
B事業（縮小業務）	
①財政計画に関する事	②予算の編成及び執行管理に関する事
③地方交付税その他税外収入に関する事	④決算統計に関する事
⑤市債に関する事	⑦財政の調査及び統計に関する事
⑨基金に関する事	⑩その他財政に関する事
C事業（休止業務）	

⑥財政事情の公表に関すること	⑧使用料等審議会に関すること
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は財政担当の分掌事務

公共施設マネジメント課	職員数３人 出勤想定人数２人 業務遂行必要人数１人 応援可能人数１人
Ｓ事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
Ａ事業（継続業務）	
Ｂ事業（縮小業務）	
④公有財産の保険に関すること	⑤公有財産の管理に関すること
Ｃ事業（休止業務）	
①公共施設等総合管理計画に関すること	②公共施設等の整理統合・集約化・複合化に関すること
③市有地の売却、借地の返還に関すること	⑥公有財産台帳の整備に関すること
⑦公有財産管理運用委員会に関すること	⑧土地開発公社に関すること
⑨その他公共施設のマネジメント及び公有財産に関すること	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は公共施設マネジメント系の分掌事務

秘書広報課	職員数９人 出勤想定人数５人 業務遂行必要人数５人 応援可能人数０人
Ｓ事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
報道機関への対応に関すること	広報などの情報提供、集約に関すること
新型インフルエンザ等の感染対策の広報に関すること	情報の収集、伝達及び処理に関すること
Ａ事業（継続業務）	
⑥報道機関との連絡及び調整に関すること	
Ｂ事業（縮小業務）	
①市長及び副市長の秘書に関すること	②市長及び副市長の交際及び渉外に関すること
③市長会に関すること	④寄付の受領に関すること
⑤儀式、ほう賞及び表彰に関すること	⑥表彰審査委員会に関すること
⑦その他秘書に関すること	①①広報紙の編集及び発行に関すること
②映像広報の制作及び放映に関すること	③市公式サイトの管理に関すること

1 請願、陳情、要望等の受付及びその処理に関すること	2 各種行政相談に関すること
3 各種市民相談に関すること	
C 事業（休止業務）	
⑧課内の庶務に関すること	④市勢要覧の編集及び発行に関すること
⑤ガイドブック等の編集及び発行に関すること	⑦シティプロモーションに関すること
⑧市公式キャラクターに関すること	⑨フィルムコミッションに関すること
⑩その他広報に関すること	4 庁内の案内に関すること
5 行政相談委員に関すること	6 世論調査に関すること
7 市民相談室の運用に関すること	8 その他広聴活動に関すること
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	
広報紙、映像広報、市公式サイトとも、通常記事のボリュームを制限して発行せざるを得ないことが想定される。また、各種行政相談は緊急的なもの以外は休止とする。相談業務については、窓口でのまん延防止のため、場合によって電話対応となることも想定される。	

※「○」は秘書係、「●」は広報・シティプロモーション係、「数字のみ」は市民相談係の分掌事務

情報政策課	職員数7人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数4人 応援可能人数0人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
D Xの推進に関すること	
A 事業（継続業務）	
②住民情報システムの機器及びデータの管理運営に関すること	③電子計算室の管理及び運営に関すること
⑤庁内LANシステムの機器及びデータの管理運営に関すること	⑩情報セキュリティに関すること
B 事業（縮小業務）	
C 事業（休止業務）	
①住民情報システムの開発及び運用に関すること	④庁内LANシステムの開発及び運用に関すること
⑥社会保障・税番号制度の総合調整に関すること	⑦情報化の推進に関すること
⑧地域の情報化に関すること	⑨情報システムの総合調整に関すること
⑪情報通信技術の活用に関すること	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は情報政策係の分掌事務

総務部	部長職 1名
-----	--------

総務課		職員数9人 出勤想定人数5人 業務遂行必要人数3人 応援可能人数2人	
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）			
A事業（継続業務）			
③行政不服申立て及び訴訟に関すること			
B事業（縮小業務）			
②議会の招集、議案に関すること		③議会との連絡に関すること	
④基幹統計及びその他の統計に関すること		⑤市共催名義等の使用承認に関すること	
⑦同和対策及び人権問題に関すること		⑪文書の管理に関すること	
⑫公告式に関すること		⑬公印の管理に関すること	
⑭印刷機器の管理に関すること		⑮重要書庫及び資料室の管理に関すること	
⑯事務事業の監察及び指導に関すること		⑰事務報告書の作成に関すること	
⑱工事、製造等の請負契約に係る検査に関すること		⑲物品の購入契約に係る検査に関すること	
①条例、規則、規程等の制定、改廃に関すること		④行政不服審査会に関すること	
⑥情報公開に関すること		⑦個人情報保護に関すること	
⑧情報公開・個人情報保護審査会に関すること		⑨固定資産評価審査委員会に関すること	
C事業（休止業務）			
①市の配置分合、境界変更及び名称に関すること		⑥平和事業に関すること	
⑧人権擁護委員に関すること		⑨男女共同参画施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること	
⑩男女共同参画推進会議に関すること		⑳他の部及び課の所管に属さない事項に関すること	
②課内の庶務に関すること		㉑法令の調査研究に関すること	
⑤条例等審議委員会に関すること		⑩公益通報に関すること	
臨時休館する施設			
課題点・特記事項			

※「○」は総務係、「●」は法制係の分掌事務

職 員 課	職員数 8 人 出勤想定人数 5 人 業務遂行必要人数 5 人 応援可能人数 0 人		
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）			
市職員の感染対策・サービス・り患状況に関すること		市職員の予防接種（特定接種）の調整に関すること	
A 事業（継続業務）			
B 事業（縮小業務）			
①職員の任免、分限、懲戒、表彰及びサービスその他身分に関すること		②職員の配置に関すること	

④職員の採用に関する事	⑤職員の昇格、昇給及び給与の決定に関する事
⑥職員の勤務時間その他勤務条件に関する事	⑦職員の人事評価に関する事
⑧各種委員の任免に関する事	⑨東京市町村総合事務組合に関する事
⑩その他人事及び研修に関する事	⑪職員の給与、報酬、旅費等の支給に関する事
⑫職員の福利厚生及び健康管理に関する事	⑬職員の公務災害に関する事
⑭職員の労働安全衛生に関する事	⑮東京都市町村職員共済組合に関する事
⑯東京都市町村職員退職手当組合に関する事	⑰その他給与及び厚生に関する事
C 事業（休止業務）	
③職員の研修計画及び実施に関する事	⑱課内の庶務に関する事
④職員の被服貸与に関する事	⑲特別職報酬等審議会に関する事
⑦職員互助組合に関する事	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は人事研修係、「●」は給与厚生係の分掌事務

契約管財課	職員数7人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数4人 応援可能人数0人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
市所有の車両の活用に関する事	感染症対策物資等の契約に関する事
A 事業（継続業務）	
B 事業（縮小業務）	
①工事請負、物品購入、修繕及び賃貸借等の契約に関する事	②測量、設計及び建物管理等の契約に関する事
③入札に関する事	⑤その他契約に関する事
①庁舎及び付属施設の維持、管理及び庁中取締りに関する事	②正規の勤務時間外における市民に関する各種届出の受付並びに諸証明の受付及び交付に関する事
③庁用自動車等（他の所属に関するものを除く。）管理に関する事	
C 事業（休止業務）	
④指名業者選定委員会に関する事	⑥課内の庶務に関する事
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は契約係、「●」は庁舎管理係の分掌事務

防災安全課	職員数9人 出勤想定人数5人 業務遂行必要人数5人 応援可能人数0人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	

感染症対策物資等の備蓄・管理に関すること	新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営に関すること
新型インフルエンザ等連絡会議の開催に関すること	公共交通機関への注意喚起に関すること
関係機関（消防等）との連絡及び情報共有に関すること	
A 事業（継続業務）	
①災害対策に関すること	④防災行政無線に関すること
⑩常備消防に関すること	
B 事業（縮小業務）	
②災害対策用備蓄倉庫の管理に関すること	③災害対策用備蓄資機材及び物資の購入・管理に関すること
⑤防災用通信機器の管理に関すること	⑥全国避難者支援システムに関すること
⑪消防団及び消防施設に関すること	①交通安全施策（施設関係を除く。）に関すること
②防犯施策に関すること	④自転車等駐車場に関すること
⑤放置自転車等に関すること	⑥東京都市町村民交通災害共済に関すること
C 事業（休止業務）	
⑦自主防災組織の育成に関すること	⑧防災訓練に関すること
⑨水防演習に関すること	⑫国民保護計画に関すること
⑬国民保護協議会に関すること	⑭地域防災計画に関すること
⑮防災マニュアルに関すること	⑯防災会議に関すること
⑰災害時相互応援協定に関すること	⑱業務継続計画に関すること
⑲自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること	⑳その他防災及び危機管理に関すること
②課内の庶務に関すること	③交通安全推進委員会に関すること
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は防災・危機管理係、「●」は防犯・交通安全係の分掌事務

市史編さん室	職員数 1 人 出勤想定人数 1 人 業務遂行必要人数 1 人 応援可能人数 0 人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
A 事業（継続業務）	
B 事業（縮小業務）	
C 事業（休止業務）	
①市史の編さん計画に関すること	②市史の資料収集及び調査研究に関すること
③市史の刊行に関すること	④その他市史編さんに関すること
臨時休館する施設	

課題点・特記事項

※「○」は市史編さん担当の分掌事務

市民部	部長職名 1名
-----	---------

市 民 課	職員数２６人　出勤想定人数１６人　業務遂行必要人数１５人　応援可能人数１人		
Ｓ事業（新型インフルエンザ等対応業務）			
戸籍などの届出窓口の確保に関すること		火葬・埋葬許可に関すること	
Ａ事業（継続業務）			
①戸籍簿等の記録管理に関すること		②住民基本台帳、印鑑台帳の記録管理に関すること	
③印鑑登録に関すること		④住民基本台帳に係る各種届出の受付及び諸証明の交付に関すること	
⑤中長期在留者及び特別永住者の各種届出等の事務に関すること		⑧公的個人認証サービスの事務に関すること	
⑩火葬及び改葬の許可に関すること		⑯個人番号及び個人番号カードに関すること	
⑰その他窓口事務に関すること			
②国民健康保険被保険者の資格の得喪及び被保険者証に関すること		⑥国民健康保険の診療報酬及び医療費の支払に関すること	
２後期高齢者医療被保険者の資格の得喪、保険給付及び保険料の賦課に係る事務（市処理分）に関すること		４国民年金被保険者の資格得喪に関すること	
Ｂ事業（縮小業務）			
⑥住民基本台帳一部の写しの閲覧に関すること		⑦住民基本台帳ネットワークシステムの事務に関すること	
⑪自動車臨時運行の許可に関すること		⑫住居表示に関すること	
⑭人口動態調査に関すること		⑮犯罪人名簿等に関すること	
①国民健康保険事業の財政計画及び予算に関すること		③国民健康保険税の賦課に関すること	
④国民健康保険税の年金特徴に関すること		⑤国民健康保険の給付に関すること	
⑦その他国民健康保険に関すること		１後期高齢者医療事業の財政計画及び予算に関すること	
３後期高齢者医療保険料の年金特徴に関すること		５福祉年金に関すること	
６特定障害者に対する特別障害給付金に関すること		７年金生活者支援給付金に関すること	
８その他、後期高齢者医療及び国民年金に関すること			
Ｃ事業（休止業務）			
⑨選挙人名簿登載資格者に関すること		⑬住居表示整備審議会に関すること	
⑱課内の庶務に関すること		⑦国民健康保険運営協議会に関すること	

⑧データヘルス計画に関すること	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は受付係、「●」は保険係、「数字のみ」は高齢医療・年金係の分掌事務

課税課	職員数１８人　出勤想定人数１１人　業務遂行必要人数９人　応援可能人数２人		
Ｓ事業（新型インフルエンザ等対応業務）			
Ａ事業（継続業務）			
Ｂ事業（縮小業務）			
①市税（国民健康保険税を除く。）の納税義務者及び課税資料の調査等に関すること		②市民税、都民税及び軽自動車税の賦課及び台帳の管理に関すること	
③市民税・都民税の年金特徴に関すること		④その他諸税に関すること	
❶固定資産の評価に関すること		❷固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課に関すること	
❸土地、家屋、償却資産課税台帳等及び地籍図等の管理に関すること			
Ｃ事業（休止業務）			
⑤課内の庶務に関すること		❹国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金に関すること	
④国有資産等所在市町村交付金に関すること			
臨時休館する施設			
課題点・特記事項			

※「○」は市民税係、「●」は資産税係の分掌事務

納 税 課	職員数 11 人 出勤想定人数 7 人 業務遂行必要人数 6 人 応援可能人数 1 人		
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）			
A 事業（継続業務）			
B 事業（縮小業務）			
①市税（年金特徴を除く。）の収納、収納管理、督促及び滞納整理に関すること		②国民健康保険税（年金特徴を除く。）の収納、収納管理、督促及び滞納整理に関すること	
③介護保険料（年金特徴を除く。）の収納、収納管理、		④後期高齢者医療保険料（年金特徴を除く。）の収納、	

督促及び滞納整理に関すること	収納管理、督促及び滞納整理に関すること
⑤延滞金及び滞納処分費の徴収に関すること	⑥不納欠損処分に関すること
⑦納税証明に関すること	⑨その他納税に関すること
C事業（休止業務）	
⑧徴収の嘱託に関すること	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	
督促状・催告書発布後に出勤職員数が6割になったときの市民対応が危ぶまれる。	

※「○」は納税担当の分掌事務

地域振興課	職員数6人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数2人 応援可能人数2人		
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）			
地域団体・関係団体等との連絡調整に関すること		所管施設の感染対策に関すること	
所管施設の休館措置に関すること			
A事業（継続業務）			
B事業（縮小業務）			
①行政連絡委員に関すること		I 消費者の保護及び相談に関すること	
C事業（休止業務）			
②市民自治の振興に関すること		③学習等供用施設及び地域集会施設の管理に関する こと	
④民間の遊び場に関すること		⑤指定保養施設に関すること	
⑥課内の庶務に関すること		①市民活動の促進に関すること	
②市民活動団体等の育成及び支援に関すること		③市民等の多文化共生に関すること	
④市民等との協働に関すること		⑤コミュニティセンターの管理に関すること	
2 消費生活情報の収集、調査研究及びその提供に関する こと		3 生活物資の流通及び物価対策に関すること	
4 消費生活センターの管理に関すること		5 消費生活センター運営委員会に関すること	
6 消費者団体との連絡調整に関すること		7 その他消費生活に関すること	
臨時休館する施設			
コミュニティセンター			
課題点・特記事項			

※「○」は地域振興係、「●」は市民活動センター係、「数字のみ」は消費生活係の分掌事務

産業環境部	部長職 1名
-------	--------

産業振興課	職員数9人 出勤想定人数5人 業務遂行必要人数5人 応援可能人数0人
-------	------------------------------------

S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
食料品・生活必需品の確保に関する事	生活関連物資等に関する情報収集、要請に関する事
経済関係団体、関係諸団体との連絡に関する事	
A事業（継続業務）	
⑤病虫害及び家畜伝染病の予防に関する事	
B事業（縮小業務）	
①商工業及び観光の振興に関する事	②商工業及び観光団体との連絡調整に関する事
④市内企業の経営支援に関する事	⑤中小企業への資金融資及び助成に関する事
⑧その他商工観光に関する事	⑪市内企業の経営状況把握及び対策に関する事
⑫市内経済状況の把握及び対策に関する事	⑬緊急経済対策に関する事
⑮雇用状況、労働環境の把握及び対策に関する事	⑰産業振興の重点施策に関する事
①農業委員会に関する事	②農業団体との連絡調整に関する事
③農業の振興に関する事	④農地の保全に関する事
⑥農産物直売所の管理に関する事	⑦その他農業に関する事
C事業（休止業務）	
③中心市街地の活性化に関する事	⑥計量器の検査に関する事
⑦産業福祉センターの管理に関する事	⑨産業振興計画に関する事
⑩羽村地域産業振興懇談会に関する事	⑭新たな産業の創出、企業誘致及び育成に関する事
⑯産業連携に関する事	⑱課内の庶務に関する事
⑳花いっぱい運動に関する事	
臨時休館する施設	
産業福祉センター、農産物直売所	
課題点・特記事項	

※「○」は商工観光係、「●」は農政係の分掌事務

環境政策課	職員数6人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数4人 応援可能人数0人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
A事業（継続業務）	
⑤環境関係法令に基づく諸届出の受理及び認可等に関する事	
B事業（縮小業務）	
①環境とみどりの基本計画に関する事	②環境政策の企画、調査及び調整に関する事
③公害防止の指導及び相談に関する事	④公害の苦情処理等に関する事
⑥空き地等の適正管理に関する事	⑦衛生害虫に関する事
⑧愛護動物に関する事	⑨狂犬病予防に関する事
⑩地球温暖化及び地域エネルギー対策に関する事	⑫保存樹木及び保存樹林地に関する事
⑮環境審議会に関する事	⑯環境マネジメントシステムの運用に関する事

⑰その他環境政策、自然保護及び緑化に関すること	
C事業（休止業務）	
⑪緑地保全対策審議会に関すること	⑬自然保護の指導及び調整に関すること
⑭生物多様性に関すること	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は環境政策系の分掌事務

生活環境課	職員数7人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数4人 応援可能人数0人		
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）			
ごみの排出抑制に関すること		ごみの収集に関すること	
火葬場の運営・維持・連絡に関すること		遺体安置所の設置、運用に関すること	
A事業（継続業務）			
B事業（縮小業務）			
②廃棄物の収集、運搬に関すること		⑥西多摩衛生組合に関すること	
⑦東京たま広域資源循環組合に関すること		⑧し尿の収集に関すること	
⑨富士見斎場の管理に関すること		⑫瑞穂斎場組合に関すること	
①リサイクルセンターの管理運営に関すること		②不燃性廃棄物、粗大ごみの処理及び最終処分に関する こと	
③リサイクルの推進に関すること		④廃棄物の不法投棄に関すること	
⑤し尿の処理に関すること		⑥動物の死体処理に関すること	
C事業（休止業務）			
①廃棄物処理の計画及び清掃事業の調整に関すること		③廃棄物の減量に関すること	
④廃棄物減量等推進審議会に関すること		⑤廃棄物処理手数料に関すること	
⑩富士見霊園の管理に関すること		⑪墓地等の経営の許可等に関すること	
⑬その他廃棄物に関すること		⑭課内の庶務に関すること	
臨時休館する施設			
課題点・特記事項			
廃棄物の収集・運搬、し尿の収集及び富士見斎場の管理については業務を委託していることから、日頃から連携を密にし、委託業者へ新型インフルエンザ等流行時の人員確保について要請する必要がある。 また、西多摩衛生組合、東京たま広域資源循環組合及び瑞穂斎場組合の一部事務組合についても、新型インフルエンザ等に関するBCPの策定を促し、計画に基づいた事業の執行を要請する必要がある。 リサイクルセンターの管理運営には廃棄物処理施設技術管理士の配置が必要である。			

※「○」は生活環境係、「●」はリサイクルセンター系の分掌事務

福祉健康部	部長職名 1 名
-------	----------

社会福祉課	職員数 18 人 出勤想定人数 11 人 業務遂行必要人数 10 人 応援可能人数 1 人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事	社会福祉施設の感染対策に関する事
所管施設の休館措置に関する事	在宅の高齢者や障害のある人など要配慮者支援に関する事
A 事業（継続業務）	
②生活保護費の経理に関する事	③生活保護法に基づく医療機関との連絡に関する事
⑪災害援護に関する事（火災発生時見舞品等支給）	⑪生活困窮者自立支援法に基づく事業に関する事
①生活保護法に基づく援護措置及び相談に関する事	
B 事業（縮小業務）	
⑤社会福祉協議会との連絡調整に関する事	⑥民生委員・児童委員及び主任児童委員に関する事
⑦社会福祉委員に関する事	⑨福祉センターの管理に関する事
⑮行旅病人等の保護に関する事	⑮重層的支援体制整備事業に関する事
②生活保護法に基づく医療事務（傷病届受理）及び医療券の発行に関する事	③その他福祉相談に関する事
C 事業（休止業務）	
①地域福祉計画に関する事。	④社会福祉統計に関する事
⑧保護司に関する事	⑩日本赤十字社に関する事
⑫戦傷病者、戦没者遺族及び原爆被爆者等の援護に関する事	⑬原子爆弾被爆者援護申請等経由事務に関する事
⑭福祉のまちづくりの推進及び調整に関する事	⑮地域福祉計画審議会に関する事
⑯福祉施策審議会に関する事	⑲社会福祉法人の設立等認可に関する事
⑳社会福祉法人の指導検査に関する事	㉑福祉サービス事業者の指導検査に関する事
㉒介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者等の指定に関する事	㉔その他社会福祉に関する事
㉕課内の庶務に関する事	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は庶務係、「●」は生活福祉係の分掌事務

障害福祉課	職員数 11 人 出勤想定人数 7 人 業務遂行必要人数 5 人 応援可能人数 2 人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事	社会福祉施設の感染対策に関する事
所管施設の休館措置に関する事	在宅の高齢者や障害のある人など要配慮者支援に関する事
A 事業（継続業務）	

①身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付等事務に関する事	②重度心身障害者手当申請等經由事務に関する事
③難病医療費助成申請等經由事務に関する事	④小児慢性疾患医療費助成申請等經由事務に関する事
⑤心身障害者医療費等の助成事務に関する事	⑥自立支援医療（精神通院医療・更生医療）に関する事
⑦心身障害者扶養年金、扶養共済制度に関する事	⑨心身障害者福祉手当支給事務に関する事
⑩特別障害者手当等支給事務に関する事	⑪難病患者福祉手当支給事務に関する事
⑦障害者（児）ショートステイ事業に関する事	⑩障害福祉サービスの事務に関する事
⑪障害児通所給付費の事務に関する事	⑬地域生活支援事業の事務に関する事
⑬障害者虐待の防止に関する事	⑭障害者虐待防止センター業務に関する事
B事業（縮小業務）	
⑧障害福祉サービス事業所等の運営費の補助等に関する事	⑫障害者の在宅福祉に関する事
⑬障害者の各種給付事業に関する事	⑰重度脳性麻痺者介護事業に関する事
①障害者生活介護事業さくらの運営に関する事	②障害者就労継続支援B型事業いちょうの運営に関する事
③地域活動支援センターI型事業あおばの運営に関する事	⑤地域活動支援センターI型事業ハッピーウイングの運営に関する事
⑨障害者グループホーム等の助成に関する事	⑫補装具費の支給事務に関する事
C事業（休止業務）	
⑭障害者の参加交流事業に関する事	⑮障害者団体への助成に関する事
⑯身体障害者相談員、知的障害者相談員に関する事	⑱障害者福祉施策の調査研究及び計画に関する事
⑲障害者計画等審議会に関する事	⑳国の障害者実態調査等に関する事
②課内の庶務に関する事	④地域自立支援協議会の運営に関する事
⑥障害者就労支援事業エールの運営及び施設管理に関する事	⑧障害者（児）住宅設備改善事業に関する事
⑭介護給付費等の支給に関する審査会の運営に関する事	⑰その他障害者等の援護に関する事
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は障害福祉係、「●」は障害者支援系の分掌事務

高齢福祉介護課	職員数18人 出勤想定人数11人 業務遂行必要人数11人 応援可能人数0人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事	社会福祉施設の感染対策に関する事
所管施設の休館措置に関する事	在宅の高齢者や障害のある人など要配慮者支援に関する事
A事業（継続業務）	

Ⅰ 介護認定審査会に関する事	2 要介護、要支援の調査及び認定に関する事
B 事業（縮小業務）	
②老人福祉法に基づく援護措置に関する事	③高齢者に対する各種助成等に関する事
④高齢者の在宅福祉に関する事	⑧高齢者クラブに関する事
⑨シルバー人材センターとの連絡調整に関する事	⑬その他高齢者福祉サービスに関する事
①介護予防・日常生活支援総合事業に関する事	②一般介護予防事業に関する事
③包括的支援・任意事業に関する事	④地域包括支援センターに関する事
Ⅰ 介護保険事業の財政計画及び予算に関する事	3 介護保険被保険者の資格得喪及び被保険者証・負担割合証に関する事
4 介護保険料（第2号被保険者を除く）の賦課に関する事	5 介護保険の給付に関する事
6 介護保険料の年金特徴に関する事	7 介護保険に関する統計調査に関する事
8 その他介護保険の運営に関する事	
C 事業（休止業務）	
①高齢者福祉計画に関する事	⑤友愛訪問員に関する事
⑥老人福祉センターの管理運営に関する事	⑦高齢者福祉バスの運行に関する事
⑩高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会に関する事	⑪ゲートボール場に関する事
⑫シルバーピアに関する事	⑭課内の庶務に関する事
⑤地域包括支援センター運営協議会に関する事	⑥養護者による高齢者虐待の防止等に関する事
⑦在宅医療・介護連携推進事業に関する事	⑧生活支援体制整備事業に関する事
⑨認知症総合支援事業に関する事	2 介護保険事業計画に関する事
臨時休館する施設	
老人福祉センター（じゅらく苑・いこいの里）	
課題点・特記事項	
介護保険係については、実務経験のない他課系の職員では対応が困難であるため、係職員を最低でも1名配置する必要がある。また、介護認定の事業運営には臨時職員の出勤と認定調査の委託が必須であり、認定審査会の開催においては「委員の過半数（1合議体の委員数は4名＝3名）が出席しなければ、会議を開くことができない」こととなっており、これらの出勤状況や出席状況によっては事業の継続が危ぶまれる。	

※「○」は高齢福祉係、「●」は介護予防・地域支援係、「数字のみ」は介護保険係、「数字に下線」は介護認定係の分掌事務

健康課	職員数10人 出勤想定人数6人 業務遂行必要人数16人 応援可能人数0人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事	新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営に関する事
新型インフルエンザ等連絡会議の開催に関する事	関係機関（保健所）との連絡調整に関する事
市内の医療機関等との連絡調整に関する事	新型インフルエンザ等への健康相談に関する事
医療体制に関する事	予防接種（住民接種・特定接種）の実施に関する事

A 事業（継続業務）	
①成人・高齢者の予防接種に関する事	②各種がん検診の事務に関する事
③特定健康診査の事務に関する事	④医師、歯科医師、薬剤師及び医療機関等との連絡調整に関する事
⑤公立福生病院に関する事	⑧献血に関する事
⑫予防接種健康被害調査委員会に関する事	②生活習慣病予防及び各種がん検診に関する事
④精神障害者の相談助言及びあっせん調整に関する事	⑥感染症予防及び防疫に関する事
⑪その他市民の健康管理に関する事	⑫災害時医療救護所の運営に関する事
B 事業（縮小業務）	
⑥保健センターの管理に関する事	⑦平日夜間急患センターの管理に関する事
⑤健康増進法に基づく保健事業に関する事	
C 事業（休止業務）	
⑨薬物乱用防止推進に関する事	⑩健康増進計画「健康はむら 21」審議会に関する事
⑪専用水道事務等に関する事	⑬課内の庶務に関する事
①市民の健康管理の企画及び実施に関する事	③特定健康診査及び特定保健指導に関する事
⑦保健計画に関する事	⑧特定健康診査等実施計画に関する事
⑨健康増進計画「健康はむら 21」に関する事	⑩自殺対策計画に関する事
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	
感染症流行下における健康課業務は、東京都・保健所等の関係機関との調整や感染症医療や通常医療の提供体制ワクチン接種等、市医師会等との調整、市民へ新型インフルエンザ等の発生状況やワクチン接種、基本的感染対策の周知、庁内各部署との連絡・調整等、多岐にわたる。 令和 2 年に流行開始した新型コロナウイルス感染症の対応においては、以下に記載する感染症対応とがん検診や特定健康診査等、市民の健康を守るための業務を並行して実施する必要がある、通常のマンパワーでの業務遂行は困難を極めた。未知なる感染症にいつり患するかわからない不安や恐怖、適切な対応方法を知りたい等、市民から様々な問合せや相談に対応する必要がある、新型インフルエンザ等の健康相談に関する業務が増大する。 タイムリーに、わかりやすく、正確な情報提供を行うことは、市民が適切な行動をとることにつながるため、基本的感染対策や新型インフルエンザ等に関して、市公式サイトやメール配信サービス等をはじめ、多種多様な方法で実施することは極めて重要である。また、がん検診や特定健康診査等は、市民の健康を守るために必要な事業は継続して行う必要がある、健康課業務全体として、S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）及び A 事業（継続業務）の割合が多く、B 事業（縮小業務）及び C 事業（休止業務）の割合は少ない。このことから、感染症流行下においては、通常の人員体制ではマンパワーが不足するため、他部署からの応援が必要な状況となる。 医療機関との連絡調整や医療体制に関しては、感染症は流行する時期や変異株の種類により、感染の広がりや症状、重症化の程度、療養状況が異なり、その時の状況に応じた調整を図る必要がある。新型コロナウイルス感染症流行時には、PCR 検査センターの開設と運営、医療機関での検査体制、休日診療での検査体制の確保、平日夜間急患センターにおける診療体制、市内医療機関への感染症対策物資の配布等に関して、市医師会等との情報共有や課題の整理、今後の対応について検討を重ねてきた経過がある。職員もいつ感染するかわからない状況であることや検討内容が多岐に渡るため、複数の職員で継続して検討できるよう、体制・仕組づくりが必要である。	

※「○」は保健センター係、「●」は健康推進系の分掌事務

子ども家庭部	部長職名 1 名
--------	----------

子ども政策課	職員数 8 人 出勤想定人数 5 人 業務遂行必要人数 5 人 応援可能人数 0 人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
A 事業（継続業務）	
B 事業（縮小業務）	
①子ども施策の連絡調整に関する事	②子ども施策の補助事業に関する事
③こども計画の策定及び推進に関する事	④子ども・子育て会議に関する事
⑤児童手当に関する事	⑥児童育成手当に関する事
⑦児童扶養手当に関する事	⑧特別児童扶養手当に関する事
⑨ひとり親家庭等医療費の助成に関する事	⑩乳幼児医療費の助成に関する事
⑪義務教育就学児医療費の助成に関する事	⑫高校生等医療費の助成に関する事
⑬自立支援医療（育成医療）に関する事	
C 事業（休止業務）	
⑭児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設入所措置に関する事。（保育の実施を除く。）	⑮母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子福祉資金並びに女性福祉資金の貸付措置に関する事
⑯ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業に関する事	⑰その他ひとり親福祉に関する事
⑱青少年問題協議会に関する事	⑲青少年の健全育成及び非行防止に関する事
⑳青少年対策地区委員会に関する事	㉑子ども・若者自立等支援に関する事
㉒その他青少年に関する事	㉓課内の庶務に関する事
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	
手当に関する申請は、「事由が発生した日から 15 日以内に申請しなければならない」という規定があるが、インフルエンザ等の流行中は郵送による受付や事由発生まで遡れる等の弾力的な対応を検討する。 また、休止事業としている児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援入所措置に係る事務に関する事については、緊急に措置が必要とされる場合は、施設側も受け入れを制限又は中止している可能性が高いため、関係機関と調整を図る必要がある。	

※「○」は子ども政策係の分掌事務

子育て支援課	職員数 11 人 出勤想定人数 7 人 業務遂行必要人数 7 人 応援可能人数 0 人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
幼稚園・保育園等における感染対策に関する事	幼稚園・保育園等における感染状況の把握に関する事
幼稚園・保育園等の休園措置に関する事	学童クラブ、児童館等における感染対策に関する事
学童クラブ、児童館等における休館措置に関する事	
A 事業（継続業務）	

B事業（縮小業務）	
①学童クラブ事業の計画及び実施に関する事	②学童クラブ育成料の徴収に関する事
③学童クラブの管理に関する事	④児童館事業の計画及び実施に関する事
⑤児童館の管理に関する事	①子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付等に関する事
②家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可等に関する事	③特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者等の確認等に関する事
④認証保育所事業に関する事	⑤私立幼稚園の認可等に関する事
⑥私立幼稚園及び在籍児の保護者に対する助成に関する事	⑦その他保育、幼児教育に関する事
C事業（休止業務）	
⑥放課後健全育成事業の届出受理及び指導監督等に関する事	⑧幼稚園、保育園及び小学校の連携に関する事
⑦課内の庶務に関する事	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は学童クラブ・児童館係、「●」は保育・幼稚園係の分掌事務

こども家庭センター	職員数 17人 出勤想定人数 10人 業務遂行必要人数 8人 応援可能人数 2人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
A事業（継続業務）	
児童虐待対応に関する事	
B事業（縮小業務）	
①こども家庭センターの運営に関する事	②母子保健に関する事
③予防接種（妊婦及び乳幼児・児童）に関する事	④歯科保健（乳幼児）に関する事
⑤養育医療の給付に関する事	⑥妊婦のための支援事業に関する事
⑦発達支援が必要な子どもの保護者等に対する相談に関する事	⑧子どもの発達支援に係る連絡調整に関する事
①子どもと家庭に係る総合的な相談及び助言に関する事	②児童虐待防止及び予防的支援に関する事
③子どもと家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関する事	④地域子育て支援拠点事業に関する事
⑤養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業に関する事	⑥乳幼児ショートステイ事業に関する事
⑦ファミリー・サポート・センター事業に関する事	

C事業（休止業務）	
⑨幼稚園・保育園等の巡回相談に関すること	⑧要保護児童対策地域協議会に関すること
⑨あかちゃん休憩室に関すること	⑩子育てボランティアの育成及び援助に関すること
⑪養育家庭の普及等に関すること	⑫その他児童福祉に関すること
⑩課内の庶務に関すること	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	
母子保健や発達支援に係る個別の相談対応については、保護者の不安の軽減を図ることを目的とし、感染の拡大防止に十分配慮しながら適宜行っていく必要がある。 乳幼児などを対象とした保健センターでの集団健診や集団接種の実施について感染症等の拡大の要因にならないよう延期及び中止するなどの必要がある。 また、養育困難家庭や児童虐待に関する相談において、児童の一時保護等の措置が必要とされる場合は、施設側も受け入れを制限又は中止している可能性が高いため、児童相談所等関係機関と調整を図る必要がある。	

※「○」は母子保健・相談係、「●」はこども家庭支援係の分掌事務

まちづくり部	部長職名 1名
--------	---------

都市計画課	職員数5人 出勤想定人数3人 業務遂行必要人数3人 応援可能人数0人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
A事業（継続業務）	
⑳コミュニティバスに関すること	
B事業（縮小業務）	
⑤開発行為の指導に関すること	⑥優良宅地及び優良住宅の認定に関すること
⑪国土利用計画法に基づく届出に関すること	⑫公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出等に関すること
⑯地価公示に関すること	⑰路外駐車場及び特定路外駐車場の設置の届出の受理等に関すること
⑱公共交通施策に関すること	
C事業（休止業務）	
①都市計画の調査、総合企画及び策定に関すること	②地域、地区計画の調査研究及び企画に関すること
③都市計画の決定、変更に関すること	④土地利用計画に関すること
⑦都市計画審議会に関すること	⑧都市計画マスタープランに関すること
⑨宅地開発等審査会に関すること	⑩都市景観に関すること
⑬その他都市計画に関すること	⑭国土調査法に基づく地籍調査に関すること
⑮国で行う基準点測量に関すること	⑯所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関すること
臨時休館する施設	

課題点・特記事項

※「○」は都市計画係の分掌事務

区画整理課	職員数 9 人 出勤想定人数 5 人 業務遂行必要人数 5 人 応援可能人数 0 人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
A 事業（継続業務）	
B 事業（縮小業務）	
①土地区画整理の事業計画及び事業認可に関する事	②土地区画整理事業の財政計画及び会計予算に関する事
③土地区画整理審議会に関する事	④土地区画整理評価員に関する事
⑤その他土地区画整理事業に関する事	①土地区画整理事業の施行に関する事
②土地区画整理事業の施行に伴う土地の取得及び管理に関する事	③保留地の処分に関する事
④土地区画整理事業に係る境界、町名及び地番の変更に	⑤その他羽村駅西口土地区画整理事業に関する事
関すること	
C 事業（休止業務）	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	
土地区画整理審議会の運営事務に関しては、新型インフルエンザ等の審議会委員への影響を考慮し、適宜、実施・中断を判断する。	

※「○」は総務係、「●」は事業係の分掌事務

土 木 課	職員数 12 人 出勤想定人数 7 人 業務遂行必要人数 6 人 応援可能人数 1 人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
公園等の休園措置に関する事	
A 事業（継続業務）	
B 事業（縮小業務）	
②道路のバリアフリー施策に関する事	③電線共同溝に関する事
④土木事業の補助に関する事	⑤道路及び橋梁に関する建設事業の施行の調整に関する事
⑥道路、橋梁及び附属工作物の新設並びに改良工事の設計、施行及び監督に関する事	⑦道路、橋梁及び附属工作物の維持管理及び修繕に関する事
⑧交通安全施設の設置要望に関する事	⑨交通安全施設の新設及び改良に関する事

⑩交通安全施設の維持管理及び修繕に関する事	⑪街路灯施設の新設及び改良に関する事
⑫街路灯施設の維持管理及び修繕に関する事	⑬道路（水路）境界に関する事
⑭道路の占用及び占用料の徴収に関する事	⑮その他土木工事にに関する事
⑯国道及び都道の整備の調整に関する事	⑰市域の境界に接する市道の整備に係る調整に関する事
⑱狭あい道路の整備の調整に関する事	⑲多摩川築堤及び周遊道路等の河川整備の調整に関する事
⑳西多摩地域行政連絡会に関する事	㉑屋外広告物に関する事
㉒道路用地の取得、処分、借用に係る調査、折衝及び契約に関する事	㉓道路用地の取得に伴う物件補償及び移転補償（土地区画整理事業に係わるものを除く。）に関する事
㉔道路用地の登記に関する事	㉕道路用地の管理に関する事
㉖道路の認定、変更及び廃止に関する事	㉗公園事業の補助に関する事
㉘都市公園、児童遊園及び緑地等の維持管理及び修繕に関する事	㉙公園及び公園施設の管理に関する事
㉚水上公園及び動物公園の管理に関する事	㉛公園用地の取得、処分、借用に係る調査、折衝及び契約に関する事
㉜公園、児童遊園等の新設並びに改良工事の設計、施行及び監督に関する事	㉝公園用地の取得に伴う物件補償及び移転補償（土地区画整理事業に係わるものを除く。）に関する事
㉞公園用地の登記に関する事	㉟公園用地の取得及び管理に関する事
㊱その他公園工事にに関する事	
C事業（休止業務）	
①道路、橋梁の整備計画に関する事	㉟課内の庶務に関する事
㊱公園の整備計画に関する事	
臨時休館する施設	
動物公園、水上公園、グラウンド、堰下レクリエーション広場	
課題点・特記事項	

※「○」は道路管理係、「●」は公園管理係の分掌事務

建 築 課	職員数 8 人 出勤想定人数 5 人 業務遂行必要人数 4 人 応援可能人数 1 人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
A 事業（継続業務）	
B 事業（縮小業務）	
②建築物の新築、増改築工事の設計、施行及び監督に関する事	③東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出に関する事
④羽村市建築物応急危険度判定連絡会との連絡調整に関する事	㊱建築物及び附属設備の維持（日常的管理を除く。）に関する事
㊱建築物及び附属設備の修繕に関する事	㊱建築物及び附属設備の定期的な保守管理（日常的管理を除く。）に関する事

④住宅施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること	⑥市営住宅の管理、入居許可及び使用料の徴収に関する こと
C事業（休止業務）	
①建築物の整備計画に関すること	⑤公共建築物のバリアフリー施策に関すること
⑥その他建築工事に関すること	⑦住宅の耐震診断及び耐震改修工事の助成に関する こと
⑧課内の庶務に関すること	⑤空き家対策の総合調整に関すること
⑦その他公営住宅の調整に関すること	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は建築係、「●」は維持管理係の分掌事務

上下水道部	部長職名 1名
-------	---------

上下水道業務課	職員数6人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数4人 応援可能人数0人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
上下水道の維持に関すること	
A事業（継続業務）	
①文書の收受、発送、審査及び保管に関すること	②公印の保管に関すること
④職員の人事、給与、服務及び研修に関すること	⑤職員の福利、厚生、保健及び衛生に関すること
⑥予算の編成及び執行管理に関すること	⑩現金及び有価証券の出納保管に関すること
⑫収入及び支出承認の審査執行に関すること	⑬公金出納及び収納取扱機関に関すること
⑭使用水量の検針認定及び用途の認定に関すること	⑮水道料金、手数料その他収納金の調定及び徴収等に関する こと
⑰水道事業の工事請負及び物品供給契約の締結に関する こと	⑳公共下水道の使用料に関すること
㉑流域下水道に関すること	
B事業（縮小業務）	
③条例、規則及び規程に関すること	⑦財政計画及び財政報告に関すること
⑯給水世帯台帳及び検針票の整理保管に関すること	
C事業（休止業務）	
⑧財政諸表の作成に関すること	⑨企業債、一時借入金及び資金運用に関すること
⑪基本財産及び積立金等の管理に関すること	⑱青梅、羽村地区工業用水道企業団の業務に関すること
⑲公共下水道事業の財政計画及び予算に関すること	㉑下水道事業債に関すること
㉒下水道事業決算統計に関すること	㉒下水道事業消費税に関すること
㉓水洗設備の整備費の助成に関すること	

臨時休館する施設
課題点・特記事項

※「○」は業務系の分掌事務

上下水道設備課	職員数１０人 出勤想定人数６人 業務遂行必要人数６人 応援可能人数０人
Ｓ事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
上下水道の維持に関すること	
Ａ事業（継続業務）	
②水道施設、給水装置の修繕及び維持管理に関すること	⑯水質検査に関すること
⑰原水、配水及び電力統計報告に関すること	⑱取水、浄水及び送水に関すること
⑲その他給・配水に関すること	㉒公共下水道の維持管理に関すること
Ｂ事業（縮小業務）	
①水道施設の企画、調査、設計、施行及び監督に関すること	③水道使用の承認に関すること
⑥給水装置工事の設計、施行、監督及び検査に関すること	⑦指定給水装置工事事業者の施行に係る工事の監督及び検査に関すること
⑩量水器の維持管理及び検定満期量水器の取替えに関すること	⑪漏水防止に関すること
⑭青梅、羽村地区工業用水道企業団の工務に関すること	⑮貯水槽水道に関すること
⑳排水設備の設置及び管理の指導に関すること	㉓公共下水道の水質検査に関すること
㉔指定下水道工事店に関すること	㉕除害施設の設置及び管理の指導に関すること
㉗公共下水道工事の設計、施行及び監督に関すること	㉘雨水の流出抑制に関すること
Ｃ事業（休止業務）	
④指定給水装置工事事業者の指定、変更、取消に関すること	⑤給水装置工事主任技術者に関すること
⑧給水装置の台帳の管理保管に関すること	⑨不正給水装置工事の取締りに関すること
⑫消火栓に関すること	⑬課の工事用機械器具の維持管理に関すること
⑲水洗化の普及に関すること	㉖公共下水道の計画及び認可に関すること
㉙その他下水道工事に関すること	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は工務系の分掌事務

会計

会 計 課	職員数 5 人 出勤想定人数 3 人 業務遂行必要人数 2 人 応援可能人数 1 人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
対策に必要な現金及び物品の出納に関する事	
A 事業（継続業務）	
①現金及び有価証券の出納並びに保管に関する事	②小切手の振出しに関する事
④現金及び財産の記録管理に関する事	⑤支出負担行為の確認に関する事
⑥収入通知及び支出命令の審査に関する事	⑦決算の調製に関する事
⑧指定金融機関等に関する事	
B 事業（縮小業務）	
③物品の出納及び保管に関する事	
C 事業（休止業務）	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	
指定金融機関の派出所には、常時 2 名の職員が派遣されており、会計課職員と連携し公金の出納事務と窓口収納事務を行っている。この 2 人が勤務不可能となった場合については、代替の職員が派遣される予定である。	

※「○」は会計系の分掌事務

生涯学習部

部長職名 2 名

生涯学習総務課	職員数 5 人 出勤想定人数 3 人 業務遂行必要人数 3 人 応援可能人数 0 人
S 事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
小中学校における感染対策に関する事	小中学校における感染状況の把握に関する事
小中学校の休校措置に関する事	
A 事業（継続業務）	
B 事業（縮小業務）	
①文書の收受、発送、編集及び保存に関する事	②教育委員会の職員の人事、服務、給与及び福利に関する事
③教育委員会の会議及び委員に関する事	④教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検、評価、及びその結果に関する報告書の作成、議会に提出、公表に関する事
⑤規則、規程の制定、改廃に関する事	⑥教育行政の相談に関する事
⑦公印の保管に関する事	⑧公告式、訓令等に関する事
⑨予算及び決算に関する事	⑫渉外事務に関する事
⑬奨学金に関する事	⑭私立の各種学校（幼稚園を除く）に関する事

C事業（休止業務）	
⑩儀式、ほう賞及び表彰に関する事	⑪教育広報の発行に関する事
⑮教育施設の新築、増築及び改築に関する事	⑯学校施設及び設備の管理に関する事
⑰施設台帳に関する事	⑱学校施設の諸調査及び統計に関する事
⑲学校施設の損害保険に関する事	⑳総合教育会議に関する事
㉑生涯学習基本計画に関する事	㉒他の課の主管に属さない事
㉓課内の庶務に関する事	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は総務系の分掌事務

学校教育課	職員数 10人 出勤想定人数 6人 業務遂行必要人数 5人 応援可能人数 1人		
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）			
小中学校における感染対策に関すること		小中学校における感染状況の把握に関すること	
小中学校の休校措置に関すること			
A事業（継続業務）			
B事業（縮小業務）			
③児童及び生徒の就学、転入学等学籍に関すること		④学校の組織及び学級編制に関すること	
⑦児童及び生徒の教育扶助に関すること		⑩学校医及び学校薬剤師に関すること	
⑪児童及び生徒の保健衛生に関すること		⑬児童及び生徒等の災害共済及び災害賠償補償保険に関すること	
⑭学校給食に関すること		⑯学校保健会に関すること	
①教職員の任免、内申、人事に関すること		②教職員の給与に関すること	
③教職員の服務監督に関すること		④教職員の福利厚生及び保健衛生に関すること	
7教科用図書の採択に関すること			
C事業（休止業務）			
①学校の設置及び廃止の手續に関すること		②学校配当予算に関すること	
⑤通学区域に関すること		⑥通学路に関すること	
⑧学務に係わる諸調査及び統計に関すること		⑨教育人口の推計に関すること	
⑫就学時健診に関すること		⑮学校に勤務する職員（都費負担教職員を除く。）との連絡調整に関すること	
⑰その他学務に関すること		⑱課内の庶務に関すること	
⑤教職員に係る諸調査及び統計に関すること		⑥その他教職員に関すること	
1 教育計画に関すること		2 教育課程に関すること	
3 学習指導に関すること		4 生活指導に関すること	
5 教職員の研修に関すること		6 学校行事及び校外学習に関すること	

8 指導に係る諸調査及び統計に関すること	9 教材教具、副読本及び準教科書の提出承認に関すること
10 小中一貫教育に関すること	11 ICT環境の整備、管理及び運用に関すること
12 学校ホームページに関すること	13 その他教育指導に関すること
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は学務係、「●」は教職員係、「数字のみ」は指導係の分掌事務

教育支援課	職員数5人 出勤想定人数3人 業務遂行必要人数2人 応援可能人数1人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
A事業（継続業務）	
B事業（縮小業務）	
①特別支援教育に関すること	②就学相談に関すること
③特別支援教育就学支援委員会、特別支援教室入室及び通級指導学級入級支援委員会に関すること	④その他教育支援に関すること
C事業（休止業務）	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は特別支援教育係の分掌事務

教育相談室	職員数1人 出勤想定人数1人 業務遂行必要人数1人 応援可能人数0人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
A事業（継続業務）	
B事業（縮小業務）	
①教育相談に関すること	②学校適応指導に関すること
④公印の保管に関すること	⑤文書の収受、発送及び保存に関すること
⑥予算及び決算に関すること	⑦調査、統計及び広報に関すること
⑧関係機関との連絡調整に関すること	⑨施設、設備の管理及び利用に関すること
C事業（休止業務）	
③講演会、研修会等の開催に関すること	⑩その他相談室の管理運営に関すること

臨時休館する施設
課題点・特記事項
学校適応指導教室についての業務継続は、市内小中学校と同様の扱いとする。

※「○」は教育相談系の分掌事務

統括指導主事	職員数１人 出勤想定人数１人 業務遂行必要人数１人 応援可能人数０人
Ｓ事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
Ａ事業（継続業務）	
Ｂ事業（縮小業務）	
学校の教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導	
Ｃ事業（休止業務）	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

生涯学習推進課	職員数１０人 出勤想定人数６人 業務遂行必要人数４人 応援可能人数２人
Ｓ事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
生涯学習施設における感染対策に関すること	生涯学習施設の休館措置に関すること
Ａ事業（継続業務）	
Ｂ事業（縮小業務）	
①文書の收受、発送及び保存に関すること	②予算、決算及び会計事務に関すること
④公印の保管に関すること	⑤学校開放に関すること
⑥社会教育施設間の連絡及び調整に関すること	⑭放課後子ども教室に関すること
Ｃ事業（休止業務）	
③生涯学習センターの使用許可に関すること	⑦社会教育委員に関すること
⑧社会教育関係団体等に関すること	⑨青少年及び成人教育に関すること
⑩視聴覚教育に関すること	⑪家庭教育に関すること
⑫芸術文化の振興に関すること	⑬生涯学習資料の収集、整理及び提供に関すること
⑮その他生涯学習に関すること	⑯課内の庶務に関すること
臨時休館する施設	
生涯学習センターゆとろぎ	
課題点・特記事項	

※「○」は生涯学習推進系の分掌事務

生涯学習センターゆとりぎ	生涯学習推進課の兼務
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
生涯学習施設における感染対策に関すること	生涯学習施設の休館措置に関すること
A事業（継続業務）	
B事業（縮小業務）	
①公印の保管に関すること	②文書の收受、発送及び保存に関すること
③施設及び設備の管理に関すること	④施設及び付属設備等の使用に関すること
⑥予算、決算及び会計事務に関すること	⑦ゆとりぎの庶務に関すること
⑫羽村市生涯学習センターゆとりぎ協働事業運営協議会に関すること	
C事業（休止業務）	
⑤調査、統計及び広報に関すること	⑧ホール等の芸術文化事業に関すること
⑨各種の学級、講座及び教室等の事業に関すること	⑩討論会、講習会、講演会及び展示会等の開催に関する こと
⑪生涯学習情報の提供に関すること	⑬社会教育関係団体等に関すること
⑭教育施設及び備品の使用に関すること	
臨時休館する施設	
生涯学習センターゆとりぎ	
課題点・特記事項	

※「○」はゆとりぎ系の分掌事務

スポーツ推進課	職員数4人 出勤想定人数2人 業務遂行必要人数1人 応援可能人数1人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
生涯学習施設における感染対策に関すること	生涯学習施設の休館措置に関すること
A事業（継続業務）	
B事業（縮小業務）	
①文書の收受、発送及び保存に関すること	②予算決算及び会計事務に関すること
③スポーツ及びレクリエーション施設の使用許可に関する こと	④公印の管理に関すること
C事業（休止業務）	
⑤学校開放に関すること	⑥スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること
⑦スポーツ推進審議会に関すること	⑧スポーツ推進委員に関すること
⑨スポーツ及びレクリエーション団体に関すること	⑩健康及び体力の増進に関すること
⑪その他、スポーツ及びレクリエーションに関すること	⑫課内の庶務に関すること
臨時休館する施設	

スポーツセンター、スイミングセンター、弓道場、学校開放施設
課題点・特記事項

※「○」はスポーツ推進系の分掌事務

体育館	スポーツ推進課の兼務
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
生涯学習施設における感染対策に関すること	生涯学習施設の休館措置に関すること
A事業（継続業務）	
B事業（縮小業務）	
①公印の管理に関すること	②文書の收受、発送及び保存に関すること
③予算決算及び会計事務に関すること	④施設及び設備の管理に関すること
⑤施設及び設備の使用に関すること	
C事業（休止業務）	
⑥調査、統計及び広報に関すること	⑦体育館利用団体に関すること
⑧体育、スポーツ及びレクリエーションの事業の実施並びに指導に関すること	⑨その他体育館の管理運営に関すること
臨時休館する施設	
体育館	
課題点・特記事項	

※「○」は体育館系の分掌事務

図書館	職員数8人 出勤想定人数5人 業務遂行必要人数1人 応援可能人数4人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
生涯学習施設における感染対策に関すること	生涯学習施設の休館措置に関すること
A事業（継続業務）	
B事業（縮小業務）	
①公印の保管に関すること	②文書の收受、発送及び保存に関すること
③予算及び決算に関すること	⑤施設、設備の管理に関すること
⑦図書館資料の利用及び貸出しに関すること	
C事業（休止業務）	
④調査、統計、広報に関すること	⑥図書館資料の選定、収集、整理及び保存に関すること
⑧読書案内及び読書相談に関すること	⑨読書会、研究会等の開催及びその奨励に関すること
⑩図書館資料の相互貸借に関すること	⑪図書館協議会に関すること
⑫その他、図書館の管理運営に関すること	
臨時休館する施設	

図書館
課題点・特記事項

※「○」は図書館系の分掌事務

郷土博物館	職員数４人 出勤想定人数２人 業務遂行必要人数１人 応援可能人数１人
Ｓ事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
生涯学習施設における感染対策に関する事	生涯学習施設の休館措置に関する事
Ａ事業（継続業務）	
Ｂ事業（縮小業務）	
①公印の保管に関する事	②文書の收受、発送及び保存に関する事
③予算、決算及び会計事務に関する事	⑤施設及び設備の管理に関する事
⑥施設及び設備の使用に関する事	
Ｃ事業（休止業務）	
④調査、統計及び広報に関する事	⑦関係機関との連絡調整に関する事
⑧郷土博物館資料の収集、整理、保管及び展示に関する事	⑨郷土博物館資料の分類、目録の作成及び利用案内に関する事
⑩郷土博物館資料の説明及び助言に関する事	⑪郷土博物館資料の調査及び研究に関する事
⑫講演会、講習会等の開催に関する事	⑬文化財保護審議会に関する事
⑭文化財に関する事	⑮その他郷土博物館の管理運営に関する事
臨時休館する施設	
郷土博物館	
課題点・特記事項	

※「○」は郷土博物館系の分掌事務

選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局	職員数３人 出勤想定人数２人 業務遂行必要人数１人 応援可能人数１人
Ｓ事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
Ａ事業（継続業務）	
⑦各種選挙の管理執行に関する事	⑧国民投票の管理執行に関する事
Ｂ事業（縮小業務）	
①公告式に関する事	②委員会に関する事
③職員の服務に関する事	④公印の管理に関する事
⑤予算の経理及び物品の管理に関する事	⑥文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事
⑧選挙人名簿の調製、修正等に関する事	⑨選挙人名簿の縦覧及び閲覧に関する事
⑬選挙の争訟に関する事	⑭直接請求に関する事

⑮政治資金規正法に関する事	⑯裁判員候補者の予定者の選定に関する事
⑰検察審査員候補者の予定者の選定に関する事	⑰その他選挙事務に関する事
C事業（休止業務）	
⑩選挙の啓発及び周知に関する事	⑪選挙関係の規則、規程の制定及び改廃に関する事
⑫選挙法令の調査研究に関する事	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	
選挙期日については、東日本大震災クラスの災害が発生しない限り、原則として延期することができないため、業務体制を縮小して対応することは難しい。また、その場合の投票所の運営及び開票業務については、東京都選挙管理委員会の指示を仰ぎつつ適正な執行に向けた人員配置等の調整が必要となる。	

※「○」は選挙系の分掌事務

監査委員事務局

監査委員事務局	職員数2人 出勤想定人数1人 業務遂行必要人数1人 応援可能人数0人
S事業（新型インフルエンザ等対応業務）	
A事業（継続業務）	
B事業（縮小業務）	
①監査委員に関する事	②職員の服務に関する事
③公印に関する事	④予算の経理及び物品の管理に関する事
⑤文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事	⑥監査、検査及び審査に関する事
C事業（休止業務）	
⑦監査関係の諸規程の制定及び改廃に関する事	⑧全国都市監査委員会、関東都市監査委員会及び東京都市監査委員会に関する事
⑨その他事務局の庶務に関する事	
臨時休館する施設	
課題点・特記事項	

※「○」は監査系の分掌事務

【参考】新型インフルエンザ等BCP応援計画表 (基準日：令和8年4月1日 単位：人)

	平常時職員数※1	出勤想定人数※2	業務遂行必要人数	応援可能人員
議会事務局	4	2	2	0
企画部	29	17	16	1
総務部	34	20	18	2
市民部	61	38	32	6
産業環境部	22	13	13	0
福祉健康部	57	35	42 (※4)	0
子ども家庭部	36	22	20 (※3)	2
まちづくり部	34	20	18	2
上下水道部	16	10	10	0
会計課	5	3	2	1
生涯学習部	48	29	19	10
その他行政委員会	5	3	2	1
計	351	212	184	25

※1 部長職、派遣、産休・育休を除いた人数

※2 平常時職員数×60%の人数の小数点以下第一位を四捨五入した人数

※3 学童クラブの状況によって人員は変動する

※4 応援可能人員の内7名を福祉健康部へ優先的に増強

第5部 継続的な取組

1 BCPの点検・見直し

BCPについては、常に見直しを図り、必要な修正を行い、ブラッシュアップしていくことが必要です。

新型インフルエンザ等に関する情報（国の行動計画など）は、今後も随時更新されることが予想されます。BCPの実効性を維持・向上させる観点からも、国や都の計画、ガイドライン、実際に新型インフルエンザ等が発生した際の情報収集を積極的に行い、必要に応じて見直しを行うものとしします。

市の組織や人員の変更があった場合にも、これに対応する見直しを行います。

2 訓練・研修の実施

BCPの実効性を高めるためにも、運用する職員がこれを理解し、行動できるレベルを維持することが重要です。このため、平時から職員全員を対象とした定期的な研修を実施し、問題意識や知識の共有化を図るとともに、以下のような訓練を繰り返し、有事の際にスムーズに計画を実施できるようにします。

- (1) 手洗い、うがい、咳エチケット、正しいマスクの着装法等の予防策の教育
- (2) 発症者が出た場合の対応訓練
- (3) 非常時の応援勤務対応訓練
- (4) 業務縮小、停止時の対応訓練
- (5) 職員の安否確認、情報提供の対応訓練

3 マニュアル等の整備

BCP発動時の応援体制が効果的に機能し、業務が円滑に実施できるよう、各課においては、業務の処理手順やポイントを整理しておく必要があり、平時において業務マニュアル等の整理・整備に取り組みます。

羽村市業務継続計画【新型インフルエンザ等編】

令和８年４月

編集・発行 羽村市

事務局 羽村市 総務部 防災安全課

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘５－２－１

TEL 042-555-1111